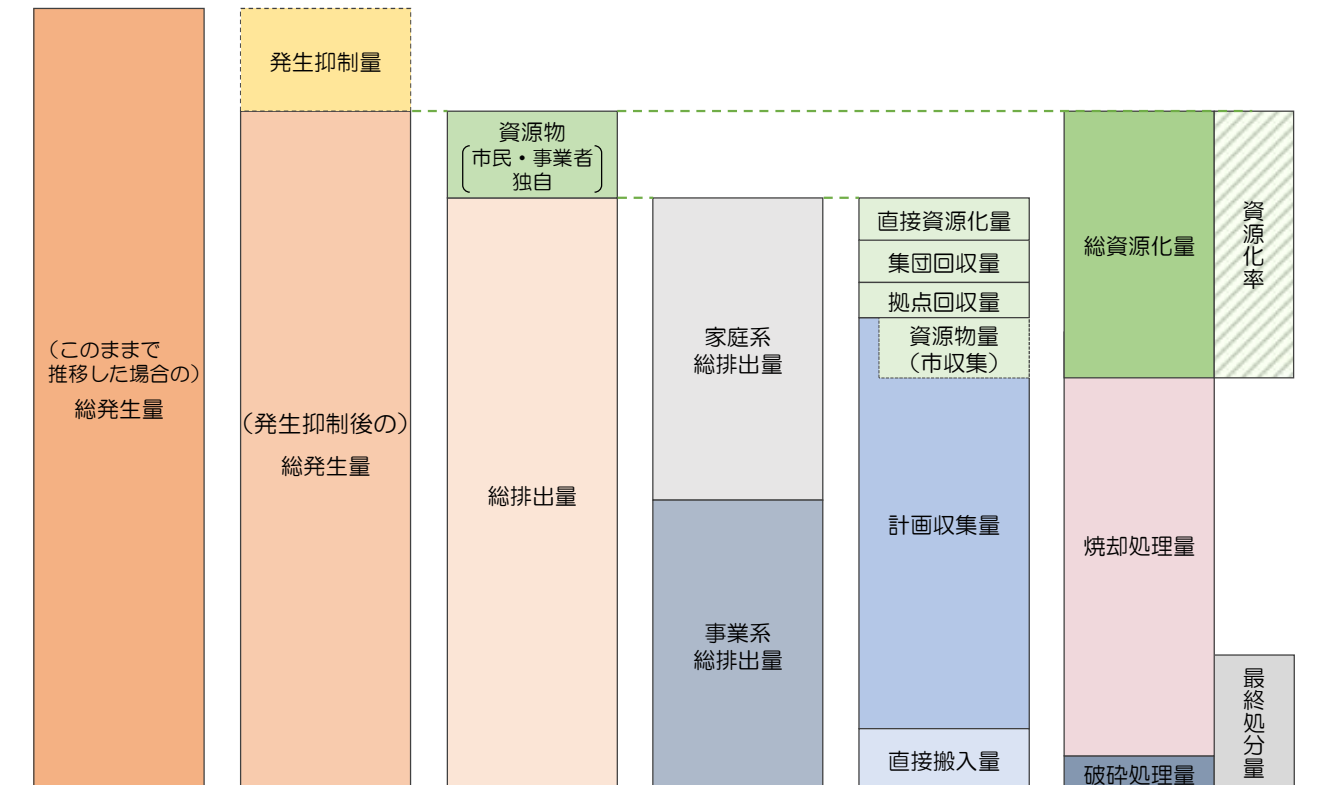


第1部

総論

ごみ量の定義

総発生量	「総排出量＋資源物（市民・事業者独自）※」 ※ 市民、事業者独自の取り組みによる資源化量
総排出量	「計画収集量＋拠点回収量＋直接搬入量＋集団回収量＋直接資源化量（剪定枝）」 <ul style="list-style-type: none"> ・計画収集量は、実際にごみの収集を行っている区域の収集量 ・拠点回収量は、古紙、蛍光管、乾電池、小型家電などのうち、地域の回収拠点で回収された量 ・直接搬入量は、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ量 ・集団回収は、自治会などが自主的に再生資源（古紙類など）を回収し、リサイクルする活動
総排出量（家庭系）	「計画収集量＋拠点回収量＋集団回収量」
総排出量（事業系）	「計画収集量＋直接搬入量＋直接資源化量（剪定枝）」 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの計画収集量は、許可業者が実際にごみの収集を行っている区域の収集量
焼却処理量	「総排出量」のうち焼却処理された量（家庭ごみ（燃えるもの）、事業系ごみと大型ごみの破碎残さなど）
破碎処理量	「総排出量」のうち破碎処理された量（もえない小物（不燃の小物）、大型ごみ、事業系ごみなど）
総資源化量	「資源物量（市収集）＋拠点回収量＋集団回収量＋直接資源化量（剪定枝）＋資源物の量（市民・事業者独自）」
資源化率	ごみの総発生量に占める総資源化量の割合
最終処分量	埋め立て処分した量 「焼却処理後の残灰発生量」＋「不燃残さ量」 <ul style="list-style-type: none"> ・不燃残さは、缶、びんの選別過程で発生する不燃物の残さ



(注) 上図はごみ量の定義を模式図化したものであるため、各量の比率は実際とは異なります

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の目的

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めることとしています。これに基づき、東大阪市では令和3年3月に「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」を策定し、その中で『「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現』を基本理念としたうえで、3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に関する取り組みを含め、各種施策に取り組んでまいりました。この間、市民・事業者のみなさまのご協力のもとごみの減量に取り組んだ結果、着実にごみの量は減少してきています。一方で、大阪府内市町村との比較ではごみの排出量が多い傾向が続いており、これまで以上に社会情勢を踏まえた取り組みを進めていくことが必要です。

一般廃棄物に関する動向としては、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における、自治体でのプラスチック使用製品の分別収集、再商品化が努力義務となったことをはじめとする資源循環体制の強化、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」における国家戦略としての循環経済への移行、令和7年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」における食品ロス削減に向けた各種施策や目標の見直しなどが見られ、世界的な課題でもあるごみの減量について国を挙げた取り組みが進められています。

東大阪市ではこれらの動向を考慮したうえで、このたび、さらなる循環型社会形成の推進を目指し、次世代を担う子どもたちのためによりよい環境を保持するため「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第8期）」を策定しました。本計画のうち「ごみ処理基本計画」では「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」を基本理念とし、市民・事業者・行政の各主体の協働をより深め、各種施策に取り組むこととしています。また、食品ロス削減を推進するため策定した「東大阪市食品ロス削減推進計画」を本計画に組み込むことにより、ごみの減量や資源化に関する取り組みを一体的に進めてまいります。

「生活排水処理基本計画」では、今後も引き続き、下水道を中心として生活排水の処理を進めるとともに、市民のみなさまのご協力を得ながら、生活排水の処理を計画的かつ適正に実施していくものです。

本計画で定めた取り組みを着実に実施し、循環型都市の実現を推進してまいりたいと考えておりますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理や循環型社会形成に関わる法律や条例と整合を保ちつつ、図 1-1 に示すように、東大阪市第3次総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）や東大阪市第3次環境基本計画を上位計画として、本市の今後の循環型社会形成に向け、ごみ処理行政全般にかかる取り組みや、食品ロスの削減、生活排水におけるさらなる水質保全を図るための基本方針を定めたものです。

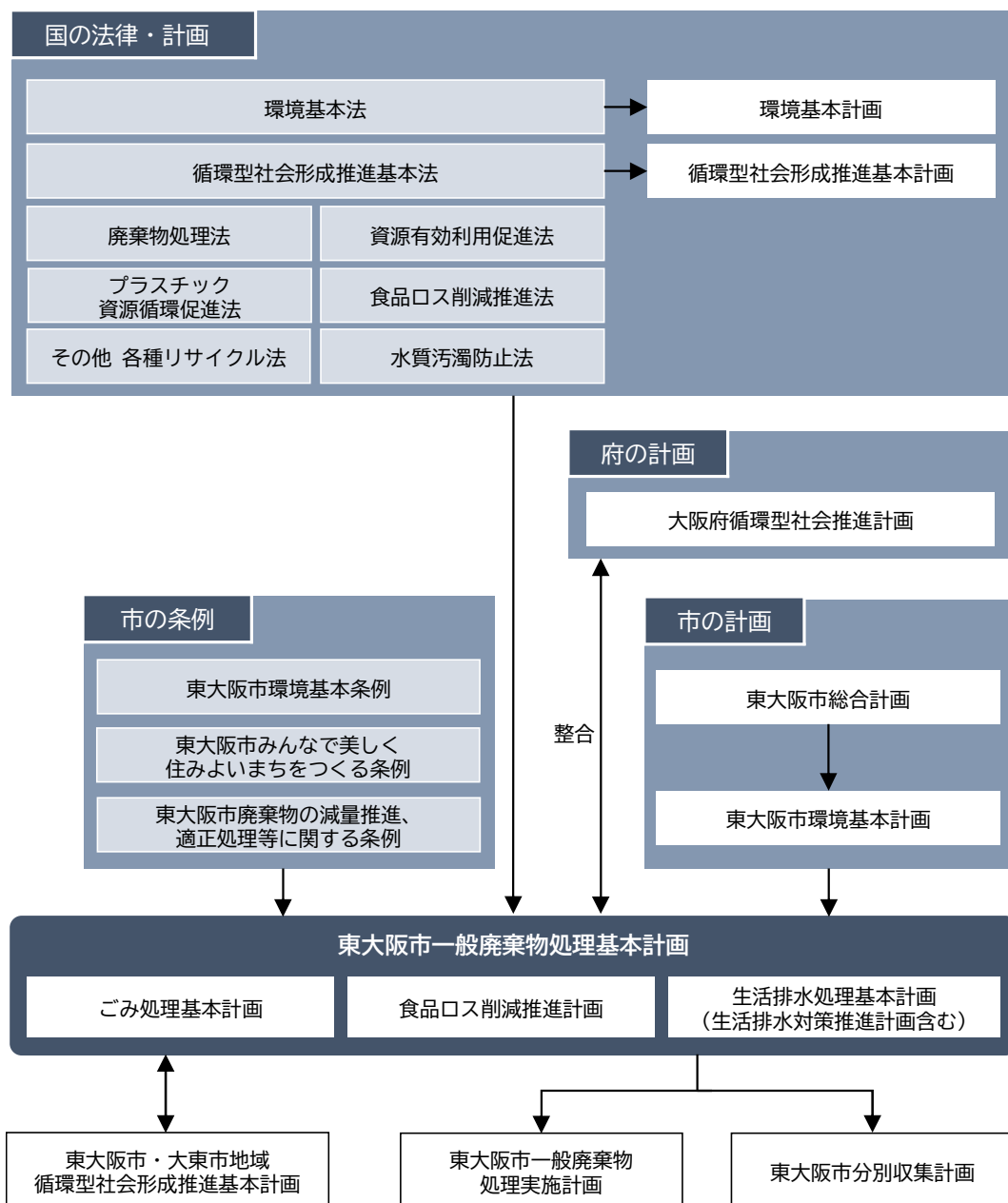


図 1-1 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

環境基本法
環境基本計画

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）
循環型社会形成推進基本計画

製品の ライフサイクル	循環関連法制度		
生産段階	資源有効利用促進法 <ul style="list-style-type: none"> ●3R（リデュース・リユース・リサイクル）に配慮した設計・製造 ●分別回収のための表示 ●副産物等の発生抑制・リサイクル 	食品ロス削減推進法 <ul style="list-style-type: none"> ●消費者による食品ロス抑制 ●食品関連事業者等による食品ロス削減、再資源化 ●市町村による食品ロス削減の推進 	プラスチック資源循環促進法 <ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計 ●ワンウェイプラスチックの使用の合理化 ●プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化
消費 使用段階	グリーン購入法 <ul style="list-style-type: none"> ●調達方針に基づく環境物品（サービス含む）の調達 		
回収 リサイクル 段階	容器包装リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●消費者による分別排出 ●市町村による分別収集 ●製造事業者等による再資源化 	家電リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●消費者による費用の負担 ●小売店による引取 ●製造業者等による再商品化 	
	食品リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物を再資源化 	小型家電リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●使用済小型電子機器等を認定事業者等が再資源化 	
	建設リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●一定規模以上の解体・新築工事での分別解体・再資源化の義務づけ 	自動車リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●自動車所有者等による費用負担 ●製造業者等によるリサイクル 	
	資源有効利用促進法（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ●使用済製品等の回収・再利用・再資源化 	再資源化事業等高度化法 <ul style="list-style-type: none"> ●高度な再資源化事業等の認定 ●認定を受けた事業は廃棄物処理法の許認可が不要 	
	廃棄物処理法 <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の発生抑制 ●廃棄物の適正処理 ●廃棄物処理施設の設置許可 ●廃棄物処理業者に対する許可 ●廃棄物処理基準の設定 等 		

[経済産業省ウェブサイトをもとに作成]

図 1-2 循環型社会の形成を推進するための法体系

3 計画期間

環境省の『ごみ処理基本計画策定指針』では「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされています。本市においては前計画を令和3年3月に策定し、5年が経過しました。

本計画は、令和8年度を初年度、令和17年度を最終目標年度として改定するものです。

なお、計画期間内であっても社会情勢の変化など、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

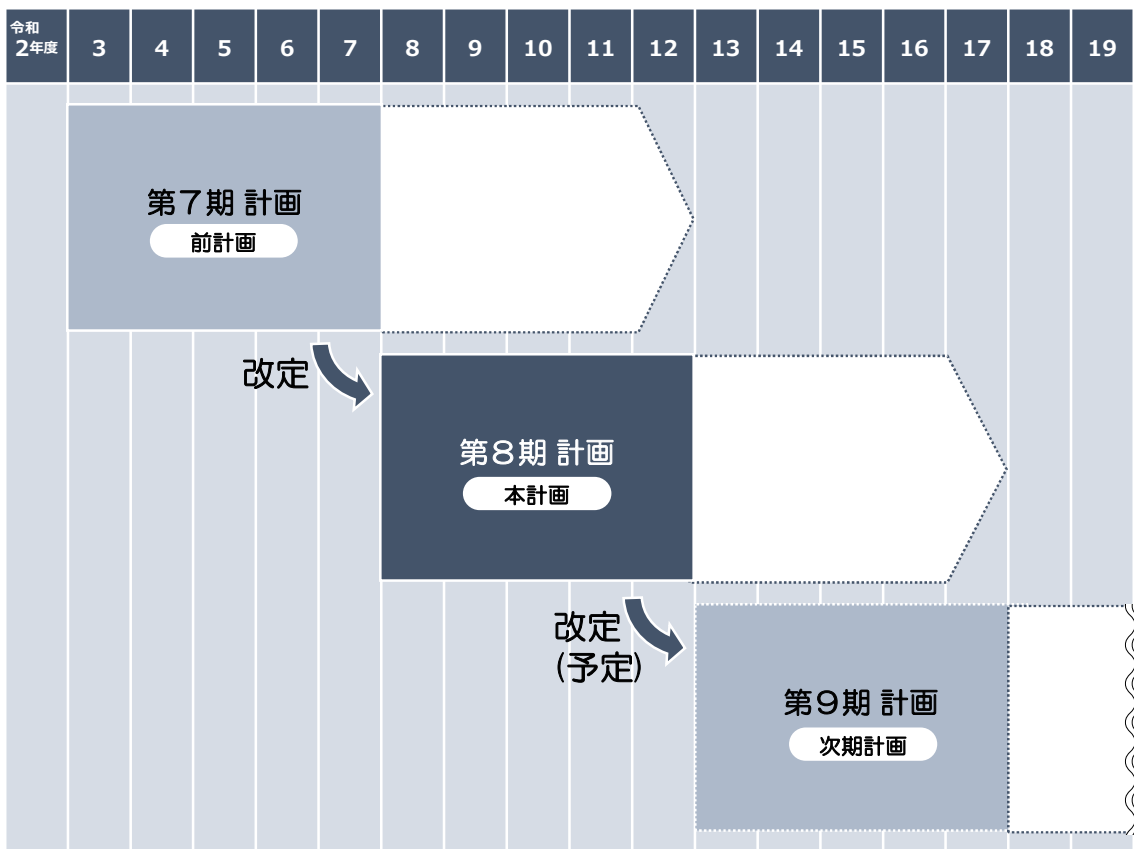


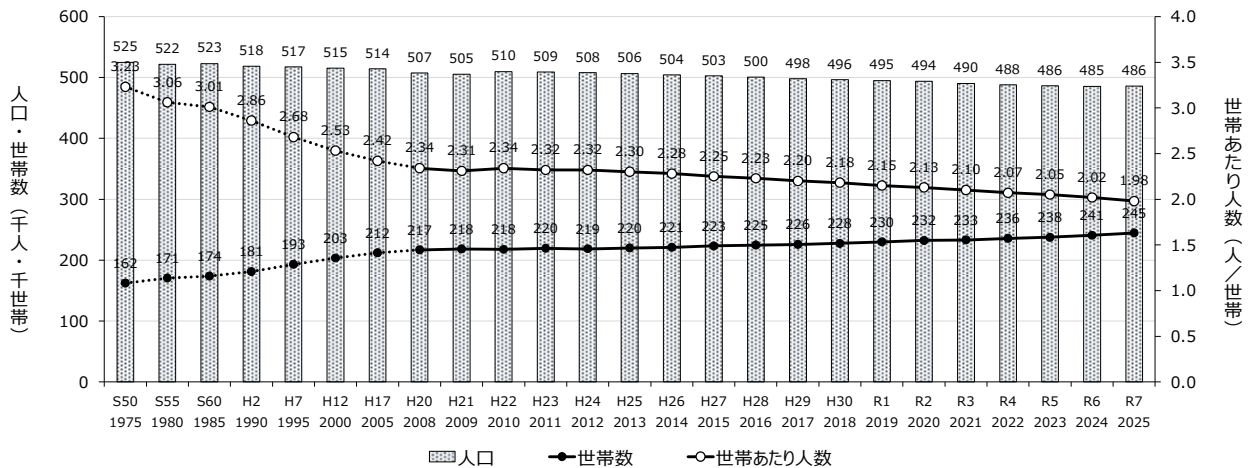
図 1-3 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

4 東大阪市の状況

(1) 人口と世帯数の推移

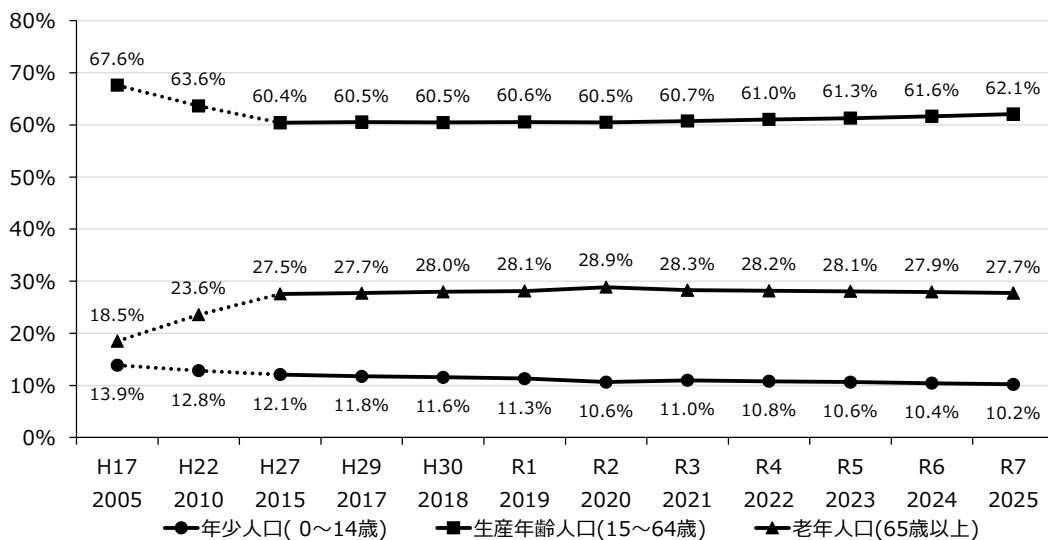
我が国の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少が進んでいますが、本市の人口は昭和 50 (1975) 年をピークに減少傾向にあります。(図 1-4)

令和 7 年 10 月 1 日現在の人口は約 48 万 6 千人、世帯数は約 24 万 5 千世帯となっています。また、本市の高齢化率は令和 7 年度で 27.7% となっています。(図 1-5)



[出典：～R6 東大阪市統計書 各年 10 月 1 日推計人口、R7～大阪府推計人口 10 月 1 日現在]

図 1-4 人口・世帯数の推移

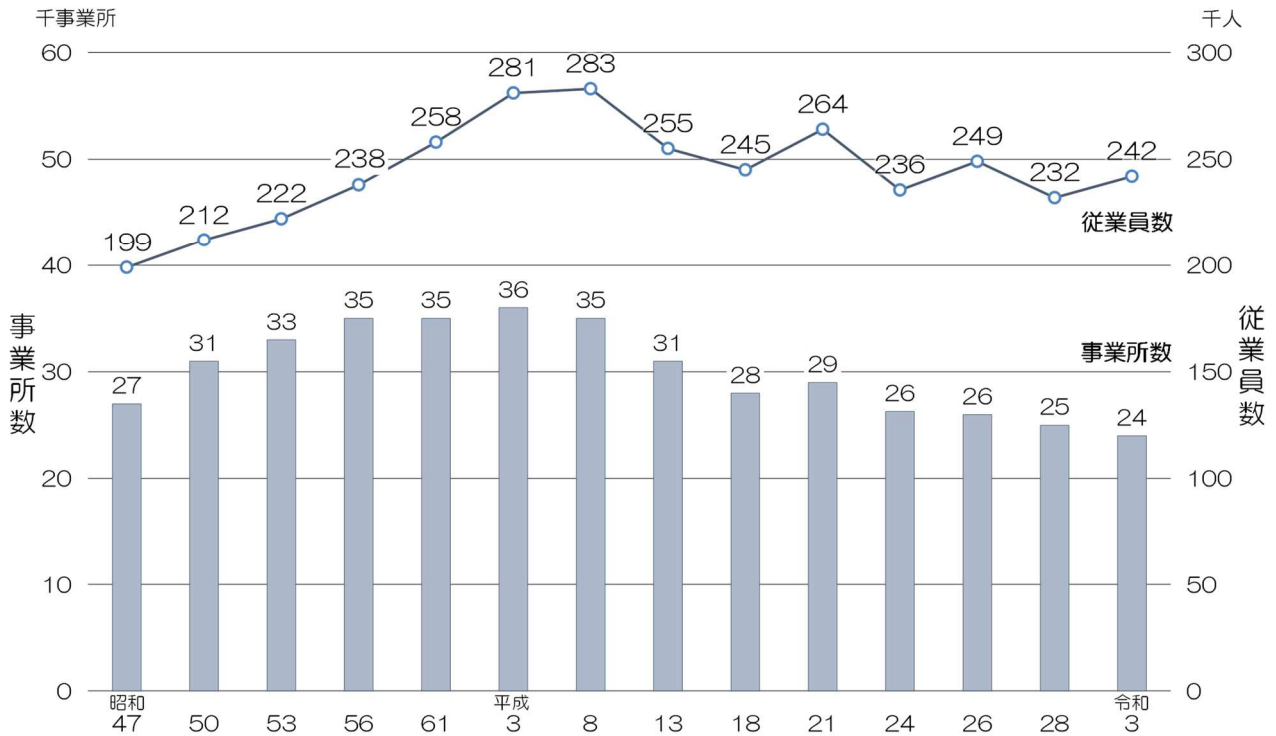


[出典：～H27 国勢調査結果、H29～大阪府毎月推計人口 (補正值)、各年 10 月 1 日現在]

図 1-5 高齢者数・高齢化率の推移

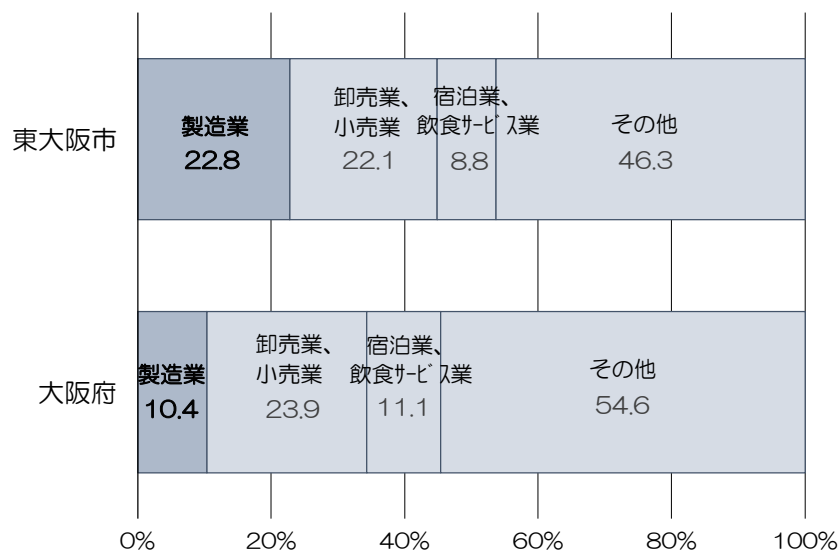
(2) 事業所数と従業員数

本市の事業所数は、令和3年時点で約2万4千事業所（図1-6）、そのうち22.8%が製造業です。モノづくり企業の集積地として、鉄線・ボルト・ナット・作業工具などの地場産業や、金属・機械・電気部門などの製造加工業が多く立地しており、大阪府平均（10.4%）と比べても割合が高くなっています。（図1-7）



[出典 東大阪市統計書]

図1-6 事業所数と従業員数の推移



[令和3年経済センサス-活動調査をもとに作成]

図1-7 業種別の事業所数割合（東大阪市・大阪府）

(3) 災害への対応

我が国では、近年、地震や風水害などの自然災害が頻発、また激甚化しています。本市でも、平成30年9月に襲来した台風21号により家屋の倒壊被害等が数多く発生しました。(図1-8)

東大阪市地域防災計画で今後想定している地震のうち、最も大きな影響を及ぼすとされている「生駒断層帯地震」では、市内中心部で震度7、広範囲で震度6強を想定しています。(図1-9)

表 1-1 想定する災害（地震）

項目	内容
想定地震	生駒断層帯地震
地震の規模	マグニチュード7.3~7.7（最大震度7）
建物被害 (全壊・半壊棟数)	99,252棟
避難所生活者数	97,444人

出典：「東大阪市地域防災計画」より作成



図 1-8 平成 30 年台風 21 号の被害によって発生した災害廃棄物

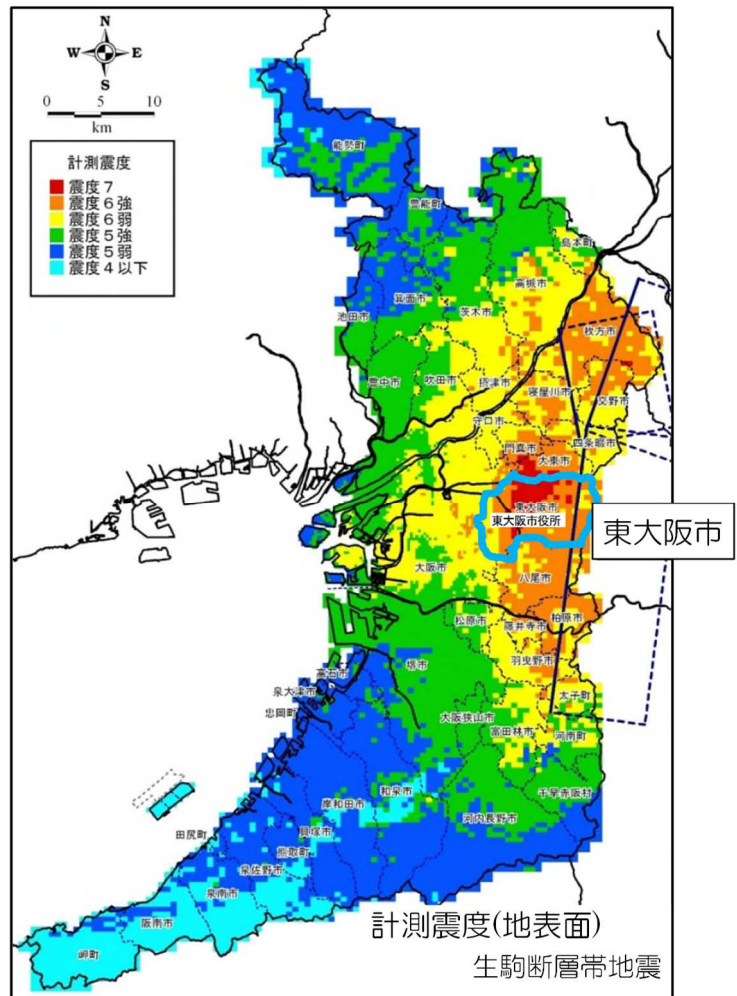


図 1-9 生駒断層帯地震 震度分布図

[出典：「大阪府地震被害想定」平成 19 年 3 月、大阪府]

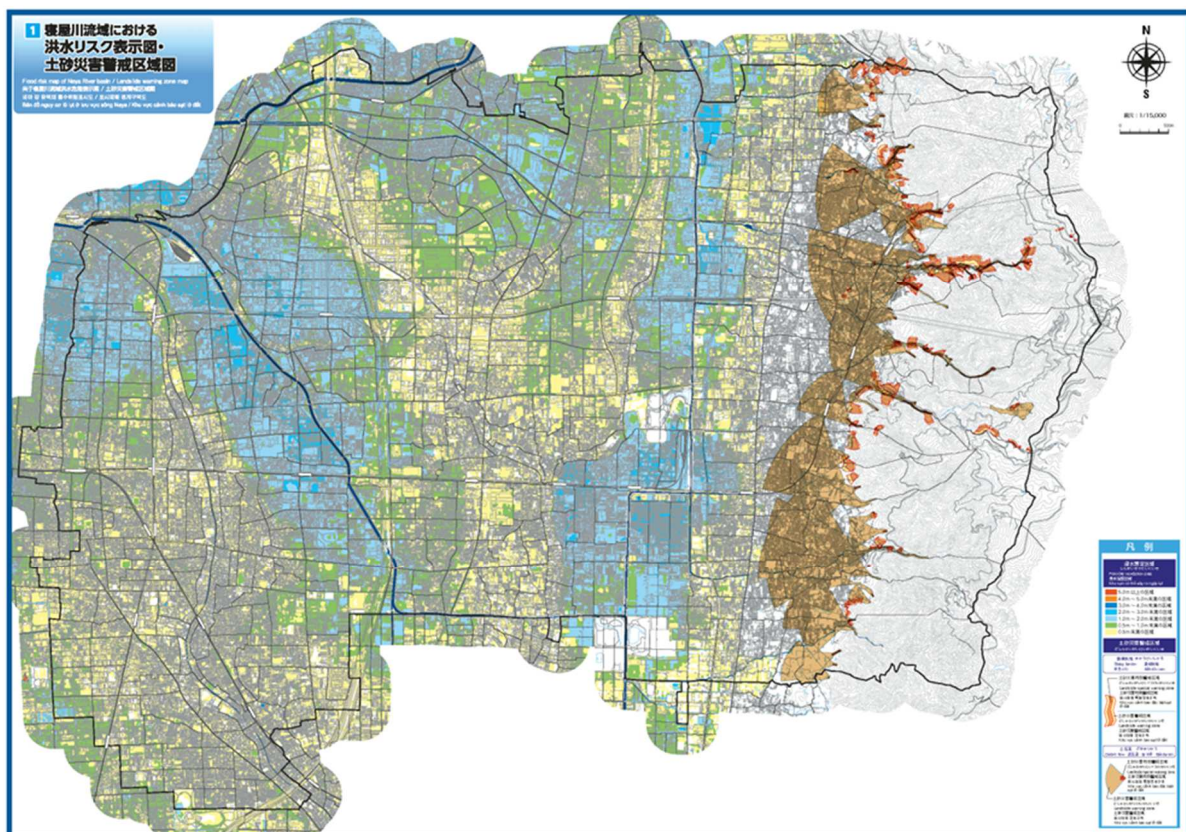
また、東大阪市地域防災計画では、対象風水害として台風と大雨を挙げており、台風は昭和36年度の第2室戸台風と同等規模を想定、大雨は1,000年に1度の確率で発生する最大規模の降雨を想定しています。

台風や豪雨の際には広い範囲で浸水の可能性があり、河川近傍では2m以上の浸水も想定していることから、大量の災害廃棄物の発生を想定しています。(図1-10・図1-11)

表1-2 想定する災害(風水害)

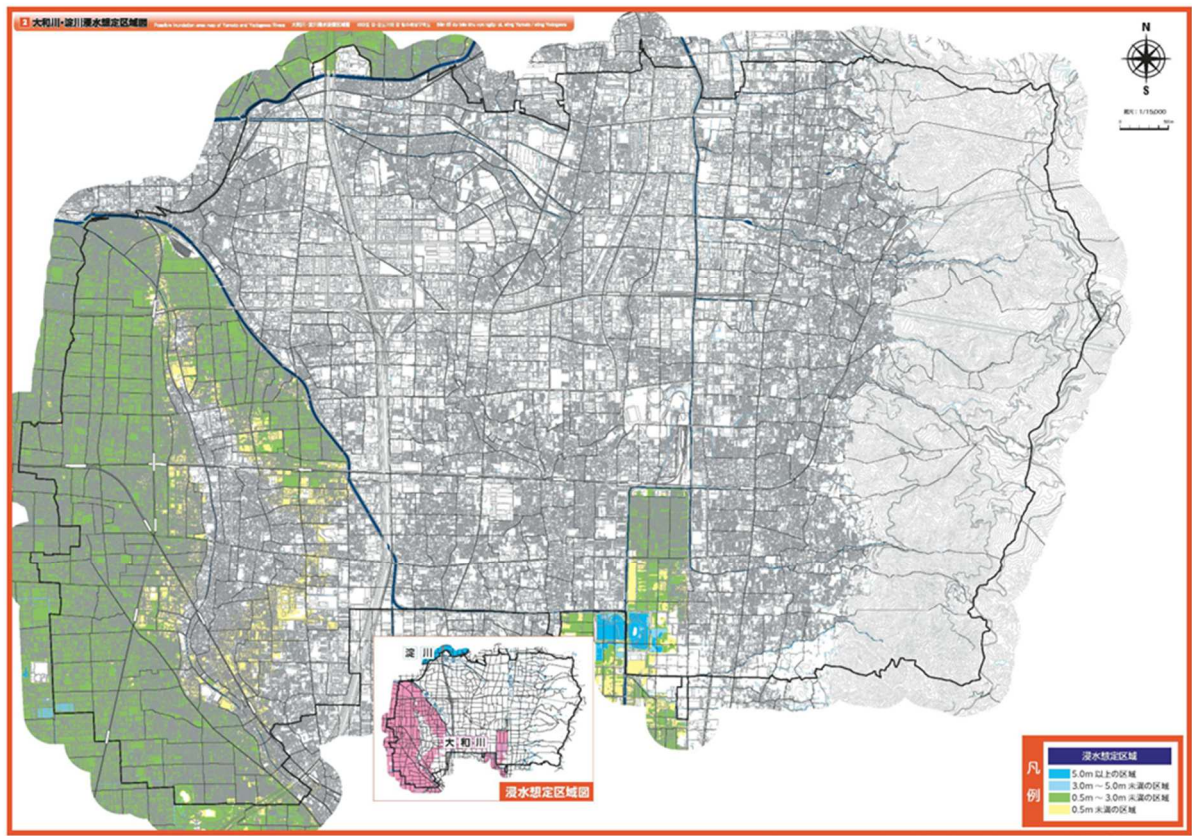
項目		内容
想定風水害	台風	本市が位置する寝屋川流域における台風被害では過去最大である第2室戸台風(昭和36年9月16日中心気圧925ヘクトパスカル、最大風速60メートル、室戸岬で最大瞬間風速84.5メートル)と同等規模の台風を想定
	大雨	平成30年度末時点での対象河川の河道や対象流域における治水施設等の整備状況等を勘案したうえで、想定される最大規模の降雨(138.1mm/hr、683mm/24hr 概ね1000年以上に一度発生する確率の降雨)の浸水予測(シミュレーション)と同等規模の降雨を想定

出典:「東大阪地域防災計画」(令和6年度修正)より



[出典:東大阪市ハザードマップ 寝屋川流域地図面]

図1-10 寝屋川流域浸水想定区域



[出典：東大阪市ハザードマップ 大和川・淀川地図面]

図 1-11 大和川・淀川浸水想定区域